

～ 調査会設置に至る主な経過 ～

- H 6. 1 2 ◆産業廃棄物処理施設の確保に向けて、(財)鳥取県環境管理事業センター(H25に公益法人化)を設立。
- H 2 0. 5 ◆(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という。)が、米子市淀江町小波地内において、(株)環境プラント工業との事業提携方式による淀江産業廃棄物管理型最終処分場を設置する方針を公表。
 (※) 処分場の建設・運営＝環境プラント工業、搬入物の事前審査等＝センター
 (※) H24. 2 整備方針を公表(施設形式:区画割方式によるオープン型)
 H25. 11 専門家3名に生活環境影響調査の検証を依頼(⇒概ね妥当との意見)
 H24～28 センター等が地元自治会に事前説明を開催(計105回)
- H 2 4～2 5 ◆環境プラント工業が、生活環境影響調査の中で、計画地直下の地下水について、「三次元浸透流解析」を実施。
- H 2 6 ◆センターが、計画地直下の地下水について、実測値に基づく透水係数を用いて、再度「三次元浸透流解析」を実施。
- H 2 6 ◆センターが、計画地直下を流れる地下水の福井水源地への影響について調査を実施。
 (※) 流向調査＝計画地周辺3地点の湧水圧試験を実施し得られたデータから流向を確認。
 水質調査＝上記計画地周辺3地点及び福井水源地及び近傍湧水地の5地点の地下水について主要8成分の分析を行い、地下水の特徴を検討。
 (※) H27. 1～2 センターと環境プラント工業が、地元自治会へ調査結果を説明。
- H 2 7. 3 ◆地元の声や環境プラント工業の要望を踏まえセンターが設置運営主体となることを決定
 (※) H27. 4 センターへのH24, 25年度補助金に関して住民監査請求が提出され、6/10棄却決定(県監査委員)
 H27. 7 上記住民監査請求者が監査結果を不服として、鳥取地方裁判所に提訴(⇒H29. 11. 29広島高裁松江支部控訴棄却 住民側敗訴判決確定)
- H 2 8. 1 1 ◆センターが県に、事業計画書、周知計画書を提出し、「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続きの適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」(以下「条例」という。)に基づく手続きが開始。【条例手続開始】
 > 条例手続きは、廃棄物処理法による許可申請前に、様々な手続きを通じて、事業者と関係住民が相互に理解を深め、自主的に課題解決を図ることを目的としたもの。
 (※) H28. 12 第1回廃棄物審議会を開催(以降条例手続き終了までに計8回開催)
 H29. 1～2 センターが住民説明会を開催(計7回)
 H29. 3～8 関係住民がセンターに意見書提出し、センターが見解書/再見解書を回答
 H29. 12 関係住民等が県に意見調整申出書を提出
 H30. 2～ ★県が、論点を整理した上で、日程調整し、意見調整会議を9回開催。
 ★意見調整に係る廃棄物審議会を5回開催
 【審議内容】
 ○意見調整結果について
 ・事業者の対応は十分だが、関係住民と事業者の生活環境保全上の意見が乖離していること等により、関係住民の理解を得ることが難しい状況にある。
 ・これにより全ての意見調整すべき関係住民との調整結果について、条例終結事由に該当するとの審議結果であることから、意見調整は終結が妥当であると考える。
 ○施設の安全性について
 ・県から報告のあった現時点での事業計画の安全性に係る7項目の内容については、生活環境影響調査方法書検討会(H28. 4. 12)での確認結果、専門家会議(H30. 2. 23)での専門家意見等や、法令及び国・県の指針等で定める基準等に沿って計画されていることを踏まえれば、現時点での本事業計画の安全性を確保するための対策は講じられているものと認められる。
 ・なお、条例手続の終結後に予定されている詳細設計に基づく事業計画については、廃棄物処理法で定める設置許可手続において、県が厳正に審査されたい。
- R 元. 5 ◆審議会の意見を踏まえ、県として条例手続終結を決定し、その旨を、米子市、センター、6自治会等に通知 【条例手続終了】

R 元. 8 ◆米子市が、センターに対し、条件を付して計画地の約半分を占める市所有地の利用を認めることを回答。

[利用に当たっての条件]

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条で定める設置許可手続きにおいて、鳥取県の厳正な審査により安全性が確認され、かつ、鳥取県知事の許可を受けること。
- (2) 貴センター及び鳥取県において、産業廃棄物管理型最終処分場の必要性及び安全性について住民理解が深まるよう努力を行うこと。

R 元. 10 ◆9月県議会：「環境管理事業センター支援事業」に対する「附帯意見」

淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画については、処分場の必要性及び安全性に関し住民理解が更に深まるよう、地元住民に寄り添って、事業主体である鳥取県環境管理事業センターだけでなく、最終的に許可を判断する県としても、丁寧に調査を行い、しっかりと説明責任を果たすこと。

R 元. 12 ◆11月県議会：「鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例」に対する「附帯意見」

1. 本調査会の調査は、科学的な知見を有する委員により公平・中立に行われるようにすること。
2. 本調査会の資料、議事録は公開を原則とし、調査会における議論の内容が県民に伝わるようにすること。
3. 本調査会の調査内容にかんがみ、調査が客観的、学術的に行われるよう、調査会の公開手法も含め、その環境を整えること。

R 元. 12. 24 「鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例」施行

<地下水調査の目的等>

(公財)鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内で計画している産業廃棄物処理施設の設置に関して、「地下水に影響を及ぼすのではないのか」との住民の皆さんの不安の声を受け止めて、県は、計画地の地下水の流向等を把握するための調査を行うこととした。調査に当たっては、地下水・地質の調査・分析において我が国でも権威のある有識者で構成する「鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会」を設置して、調査会が示す方法で調査を公平・中立に実施する。

R2. 2. 1 「鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会委員」の任命（任期2年間）

[委員の専門分野]

- 水文学分野・・・地下水の広域流動特性を地下水位分析や溶存成分、表流水系分布等から調査・解析
- 水理地質分野・・・帯水層水理特性及び水頭ポテンシャル分布等から地下水流動を調査・解析
- 地盤工学分野・・・施設が周辺地下水に与える影響の工学的評価を調査・解析
- 地形・地質分野・・・周辺の地形・地質と地下水賦存状況について調査・解析

[委員]

- しまだじゅん
嶋田 純 熊本大学名誉教授（水文学分野）
- すぎたふみ
杉田 文 千葉商科大学教授（水文学分野）
- いとうひろこ
伊藤浩子 一般財団法人地域地盤環境研究所主任研究員（水理地質分野）
- かつみたけし
勝見 武 京都大学大学院教授（地盤工学分野）
- こだまよしのり
小玉 芳 敬 鳥取大学教授（地形・地質分野）